

避難情報

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」を発令し、皆さんに避難を促します。避難情報を発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難情報と住民のみなさんの行動

避難情報は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令します。町から発令される避難情報の入手方法（町のウェブサイト、防災行政無線）について確認しましょう。町から発令される避難情報には、以下のものがあります※。

避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合

避難準備・ 高齢者等避難開始

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）は避難を開始しましょう。

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難勧告

- 避難所・避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難指示（緊急）

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。早め早めの行動で、指定避難場所に自主避難をする場合は、町に連絡してください。

大雨のとき

各河川ごとの水位基準が避難を要する水位に達したときや、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表したときに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。



大雨のときの避難行動

避難は災害から命を守るための行動です。大雨による災害から身を守る避難行動は、従来、避難勧告等の発令時に行う避難所・避難場所への避難が一般的でしたが、今後は次の全ての行動を避難行動とします。

- 1** 避難所・避難場所への移動
- 2** 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難（公園、親戚や友人の家等）
- 3** 近隣の強固で高い建物等への移動
- 4** 建物内の安全な場所での待避（家屋内の垂直避難）
やむを得ず、家屋内に留まった場合。安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

※特に、河川氾濫の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。

屋外が危険な状態などのとき

地震のとき

大きな地震に伴って、建物の倒壊の危険や火災発生のため、避難が必要なときや、土砂災害の危険が切迫しているとき、または危険物取扱施設の爆発など、二次災害が発生する恐れがあるときに避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。



火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。



その他

災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。